

愛媛県市町議会議員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第1項の規定に基づき組合長が定める金額

平成17年4月1日告示第2号

改正 平成18年8月15日告示第20号 平成20年4月30日告示第21号  
 平成22年4月1日告示第18号 平成23年3月31日告示第16号  
 平成24年3月30日告示第14号 平成27年3月31日告示第15号  
 平成28年6月27日告示第29号

愛媛県市町議会議員の公務災害補償等に関する条例（平成17年条例第21号）第9条の2第1項の規定に基づき、組合長が定める金額を次のように定める。

愛媛県市町議会議員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第1項の組合長が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護を要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が104,950円を超えるときは、104,950円）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が57,030円以下であるときに限る。）	月額57,030円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が52,480円を超えるときは、52,480円）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額	月額28,520円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

が28,520円以下であると きに限る。)
--------------------------

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年8月15日告示第20号）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の愛媛県市町議会議員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第1項の規定に基づき組合長が定める金額（以下「改正後の金額」という。）の規定は、平成18年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この告示による改正後の金額の規定は、適用日以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月30日告示第21号）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の金額の規定は、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 この告示による改正後の金額の規定は、適用日以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成22年4月1日告示第18号）

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成22年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日告示第16号）

- 1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成22年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月30日告示第14号）

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成24年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日告示第15号）

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、平成27年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

附 則（平成28年6月27日告示第29号）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、改正後の金額の規定は、平成28年4月1日（以下「適用日」という）から適用する。
- 2 この告示による改正後の規定は、適用日以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。